

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年5月19日	
（あて先）豊中市長	
提出者	
住 所 大阪府豊中市北桜塚4丁目11番18号	
氏 名 豊中市上下水道局 豊中市上下水道事業管理者 吉田 久芳	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6858-2911	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	猪名川流域下水道事務所
事業場の所在地	豊中市原田西町1番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	処理水量：113,217,373m ³ /年（令和6年度）
③従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1,2のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙3, 4のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	排出量	1,949,022 t	338,123 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	排出量	2,119,462 t	260,150 t
	(今後実施する予定の取組) 処理場として下水処理工程で発生する下水汚泥は、発生抑止による減量は出来ない。汚泥処理工程での減量化に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類ごとに発生工程が別系統になっており、分別の必要はなし。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
309,519 t	57 t	336 t	0 t

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
244,847 t	160 t	400 t	100 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.44 t	3.73 t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.35 t	10 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1,949,022 t	338,123 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,947,113 t	337,792 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	2,119,462 t	260,150 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,116,692 t	259,810 t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
309,519 t	0 t	0 t	0 t
309,216 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
244,847 t	0 t	0 t	0 t
244,527 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	全処理委託量	1,909 t	331 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1909 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1909 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
303 t	57 t	336 t	0 t
0 t	57 t	0 t	0 t
0 t	57 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.44 t	3.73 t	t	t
0.44 t	3.73 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
	全処理委託量	2,770 t	340 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,770 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2770 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 下水汚泥処理後ばいじん、燃え殻をセメント工場で原材料として有効利用することで、再資源化を引き続き実施する。		
※事務処理欄			

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
320 t	160 t	400 t	100 t
0 t	160 t	0 t	0 t
0 t	160 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.35 t	10 t	t	t
0.35 t	10 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

(第6面)

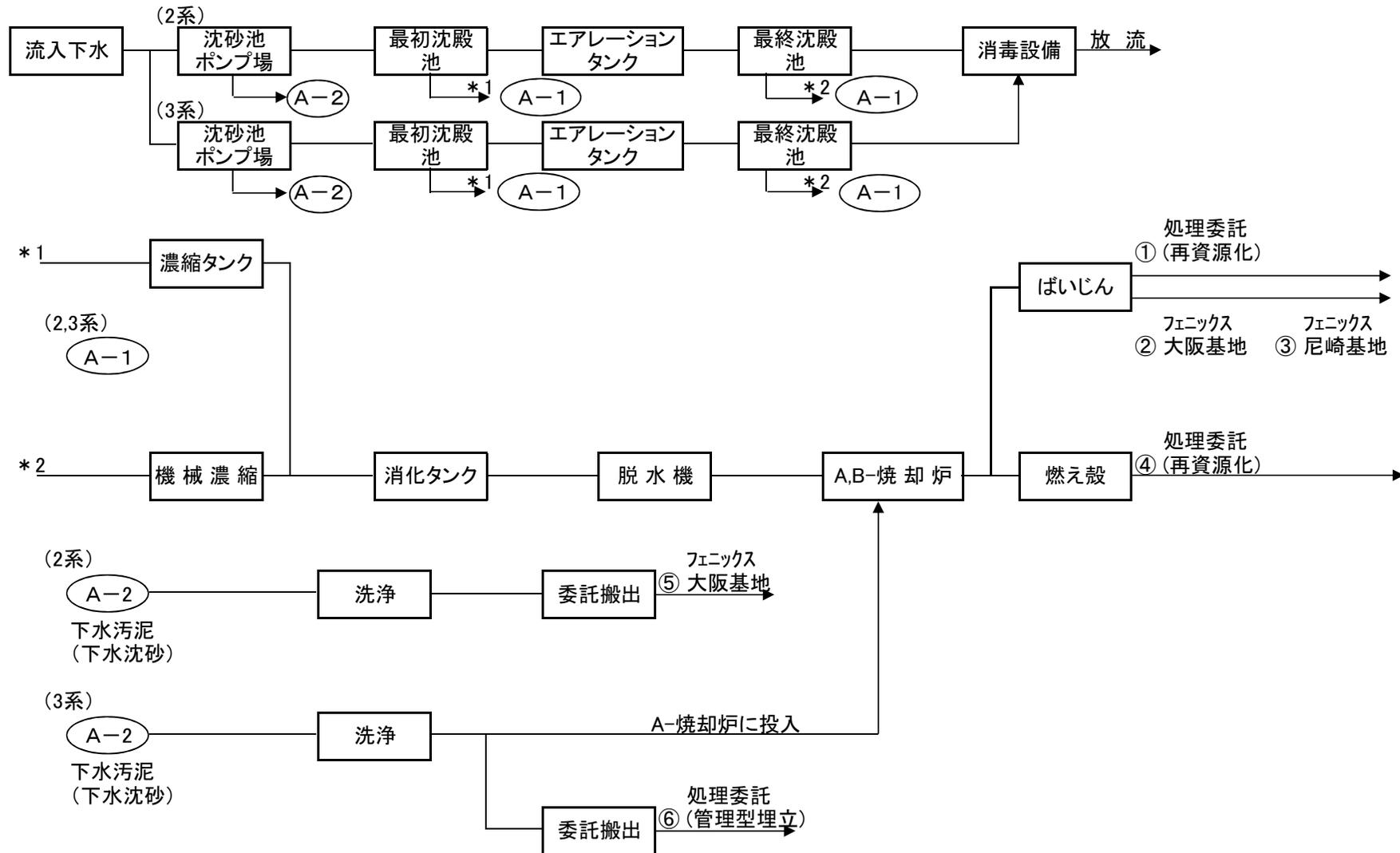
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

発生工程フローシート

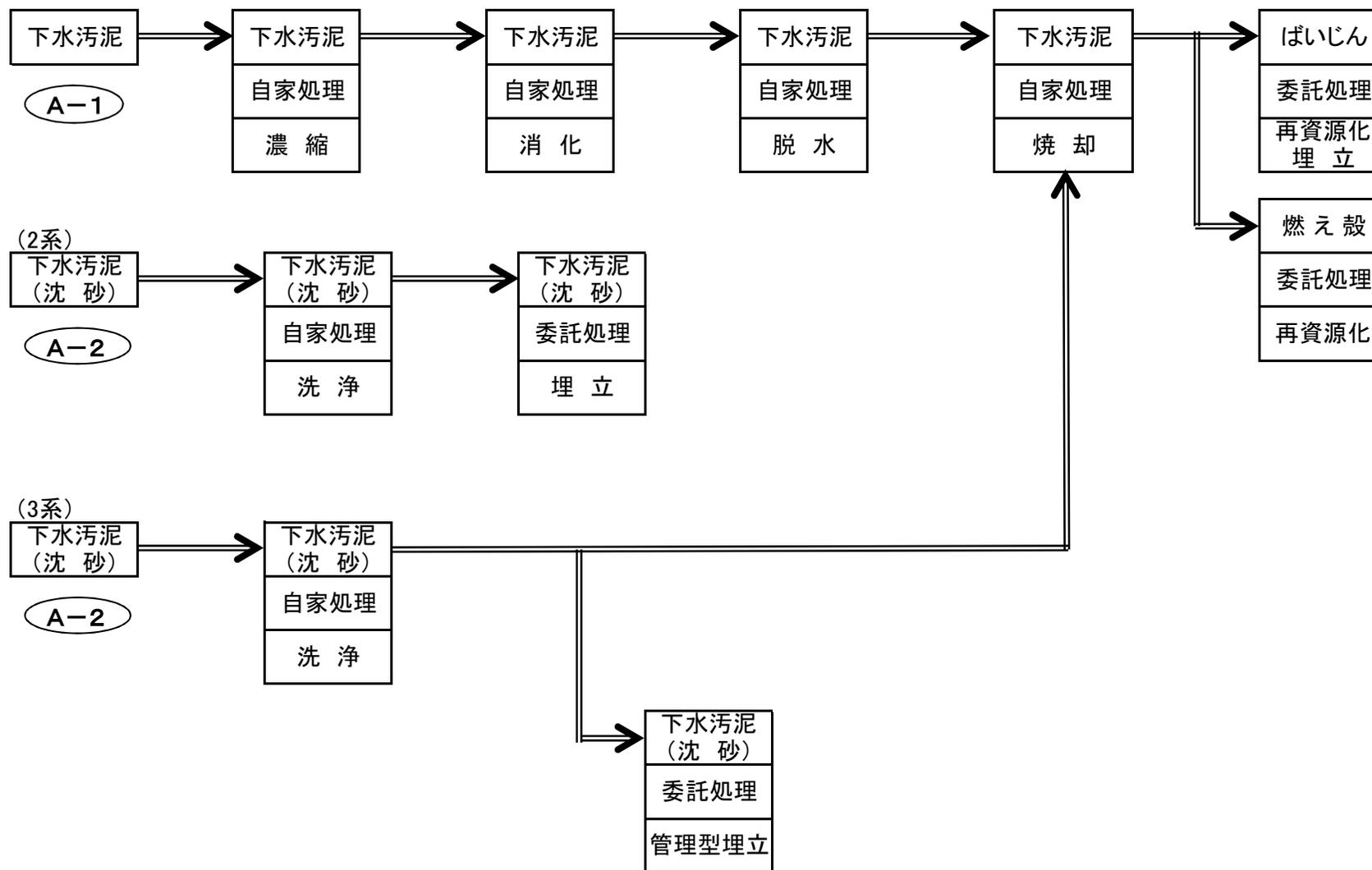
猪名川流域下水道原田処理場

(別紙1)



処理工程フローシート

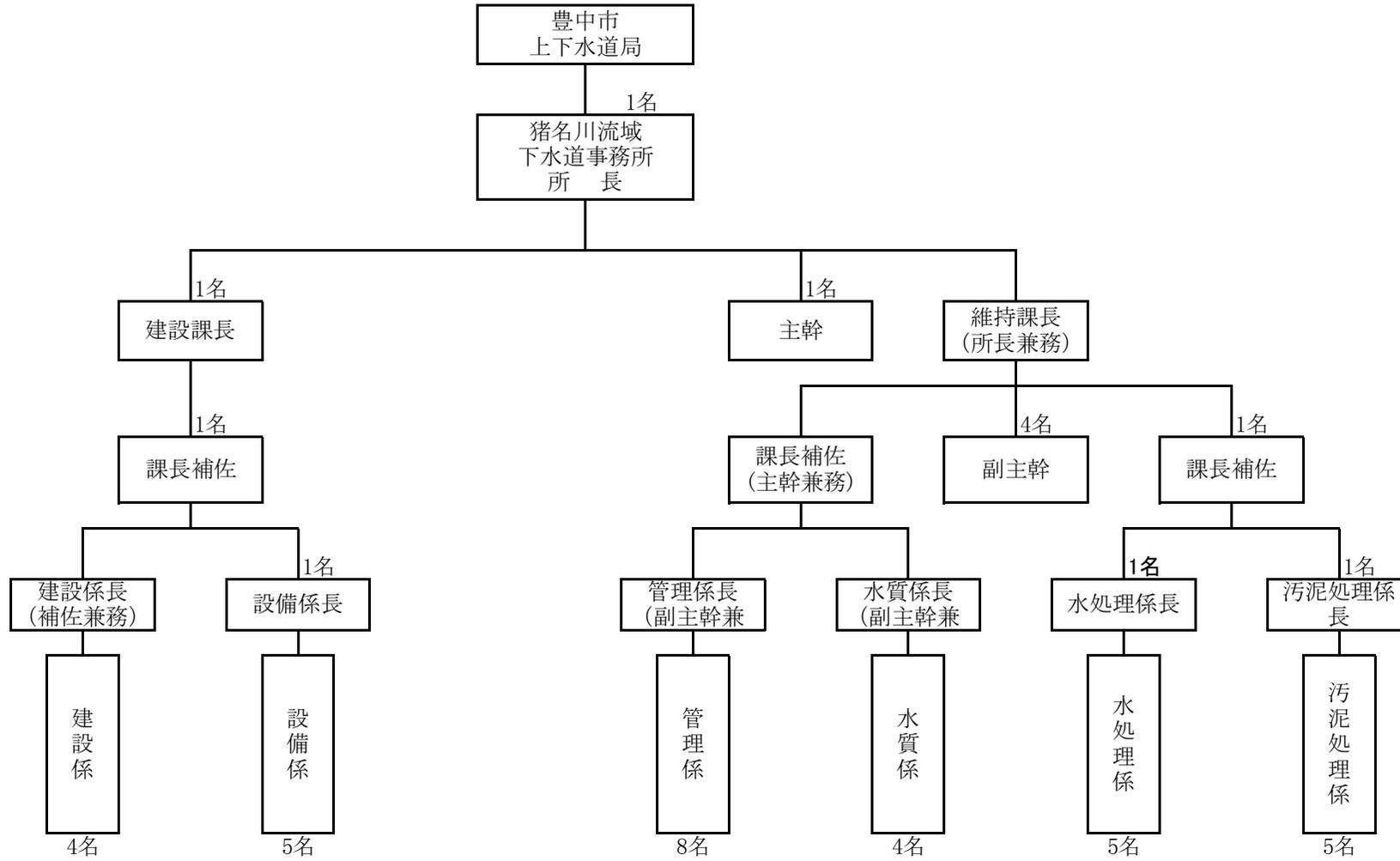
猪名川流域下水道原田処理場



(別紙3)

猪名川流域下水道事務所組織表

(令和7年4月1日現在)



(別紙4)

[各部署の役割]

部 署	役 割
管 理 係 水 処 理 係 汚 泥 処 理 係	<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物の適正処理費用の算出及び委託契約 (A-1・A-2)・ 産業廃棄物搬送処分の委託料金の支払及び業者管理 (A-1・A-2)・ マニフェストの管理 (A-1・A-2)・ 産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する啓発・ 産業廃棄物の発生量及び排出量等の把握・ 中間処理施設の稼動状況の把握・ 各現場施設の維持管理点検整備・ 産業廃棄物に関する調書、報告書等の作成
水 質 係	<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物の分析、測定・ 産業廃棄物取扱い現場の環境分析測定
建 設 係 設 備 係	<ul style="list-style-type: none">・ 中間処理施設の稼動状況や問題点を把握し、減量化に向けて新規設備更新時に反映・ 産業廃棄物減量化の新技术調査研究

